

みなかみ町の利用者負担額（令和元年10月以降）

■1号認定（幼稚園・認定こども園） 施設型給付の利用者負担額（保育料）

階層区分	利用者負担(月/円)	
1 生活保護世帯	0	○保育料は無料。
2 市町村民税非課税世帯	0	○給食費・教材費等は、原則実費徴収になります。
3 市町村民税所得割課税 77,100円以下	0	○町内施設を利用の方は、所得によっては、申請により実費徴収に係る補助金が受けられる場合があります。
4 市町村民税所得割課税 211,200円以下	0	
5 市町村民税所得割課税 211,201円以上	0	

■2・3号認定（保育園・認定こども園等） 施設型給付の利用者負担額（保育料）

階層区分	満3歳以上		満3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
	保育料(月/円)	保育料(月/円)	保育料(月/円)	保育料(月/円)
1 生活保護世帯	0	0	0	0
2 市町村民税均等割非課税世帯 (所得割課税非課税)	0	0	0	0
3 市町村民税所得割課税 48,600円未満	0	0	9,000	8,800
4-1 市町村民税所得割課税 57,700円未満	0	0	17,000	16,600
4-2 市町村民税所得割課税 77,101円未満	0	0	17,000	16,600
4-3 市町村民税所得割課税 97,000円未満	0	0	17,000	16,600
5 市町村民税所得割課税 169,000円未満	0	0	23,000	22,400
6 市町村民税所得割課税 301,000円未満	0	0	30,000	29,000
7 市町村民税所得割課税 397,000円未満	0	0	35,000	33,800
8 市町村民税所得割課税 397,000円以上	0	0	35,000	33,800

約360万円未満相当の範囲

（保育料の年齢は年度初日でかぞえるため、入園中に誕生日を迎えても年度途中に年齢区分の変更はありません）

- 階層区分の認定については、父と母それ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。また、所得割課税額は、「調整控除」を除く税額控除適用前の額で算定します。
「住宅取得控除」、「寄付金控除」、「配当控除」等の適用はありません。
- 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。（4月から8月までにあつては、前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月以降は当年度の市町村民税課税額に基づく保育料）
- 就学前の児童の範囲において、最年長の子どもから数えて2人目は「第2子」、3人目以降は「第3子」とします。なお、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。
ただし、第3階層、4-1階層の世帯において、生計を一にする3人以上の子を扶養している場合、年齢に関係なく、第2子を半額、第3子以降は無料となります。
- 1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降3歳未満児については、申請に基づき0円となります。（「群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業」（県と町の補助）による）

※ひとり親世帯等の利用者負担額

階層区分	満3歳以上		満3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
	保育料(月/円)	保育料(月/円)	保育料(月/円)	保育料(月/円)
1 生活保護世帯	0	0	0	0
2 市町村民税均等割非課税世帯 (所得割課税非課税)	0	0	0	0
3 市町村民税所得割課税 48,600円未満	0	0	3,900	3,900
4-1 市町村民税所得割課税 57,700円未満	0	0	6,000	6,000
4-2 市町村民税所得割課税 77,101円未満	0	0	6,000	6,000

約360万円未満相当の範囲

○第3、第4-1、4-2階層のひとり親世帯等第1子は上記金額。生計を一にする2人以上の子を扶養している場合、年齢に関係なく、第2子以降の保育料は無料となります。